

外環道工事一部差し止め

調布現場付近2基

陥没「再発の恐れ」

地裁 仮処分決定

一〇二〇年十月、東京都調布で陥没が発生した東京外環状道路外環道。地下トンネルの建設ルート上、外環道に隣接するシールドマシン。掘削機計七基による工事の差し止めを東京地裁に請求された仮処分申請で、日本高速道路㈱に求めた仮処分申請は、一六日、陥没現場近くで工事を進めている掘削機二基（停止中）の工事差し止めを命じた決定を出した。

（加藤孝生）

ストップ！東京外環道住宅の真下にトンネルはない



東京外環道の建設工事を一部差し止めを命じる仮処分決定について、記者会見する原告の丸山重威さん（前）と東京・臨が関の司法記者クラブで

仮処分は必ずしも効力が生じない。ただ、地蔵や家じ、異議申し立てが認められ、一層の補修のため、東日本高速の工事業者三者は、一旦、東京高速が決定理由をめぐり、地裁に訴え、地裁は地盤とされる陥没現場

目録裁判員は決定理由をめぐり、地裁に訴え、地裁は地盤とされる陥没現場

場付近の再発防止策を示さず、地蔵について、裁判所は「危険がある」と認めた。一定の評価ができる事業者は、工事差し止めを命じた。差し止め請求を求めた。一六日、既に工事再開した大塚、C.T.、練馬区、付任を含む掘削機計七基に関しては、地蔵が陥没現場と異なるとして請求を却下した。決定後の記者会見で陥没現場の三基が併せて住む丸山重威さん（前）は「事

住民「今後もし不安な日々」

東京外環状道路（外環道）のトンネル工事の影響で、東区間は差し止めが認められ、東京都調布市の住宅街で市道が陥没する事故が発生して、一年四月、東京地裁は十八日、陥没再発の恐れを認め、一部区間に限り工事差し止めを決定した。一〇二〇年十月、東京都調布で陥没が発生した東京外環状道路外環道。地下トンネルの建設ルート上、外環道に隣接するシールドマシン。掘削機計七基による工事の差し止めを東京地裁に請求された仮処分申請で、日本高速道路㈱に求めた仮処分申請は、一六日、陥没現場近くで工事を進めている掘削機二基（停止中）の工事差し止めを命じた決定を出した。

かし、事業者が工事再開し、住宅街で市道が陥没する事故が発生して、一年四月、東京地裁は十八日、陥没再発の恐れを認め、一部区間に限り工事差し止めを決定した。一〇二〇年十月、東京都調布で陥没が発生した東京外環状道路外環道。地下トンネルの建設ルート上、外環道に隣接するシールドマシン。掘削機計七基による工事の差し止めを東京地裁に請求された仮処分申請で、日本高速道路㈱に求めた仮処分申請は、一六日、陥没現場近くで工事を進めている掘削機二基（停止中）の工事差し止めを命じた決定を出した。



再開区間の請求は却下

事業者の再発防止策は工事再開ありき。再開を認められた区間があるのは「満天」。地裁決定後、原告は「住宅街に陥没する事故を見て、住むのが怖い」と訴え、地裁に訴え、地裁は地盤とされる陥没現場

（花井勝規、加藤孝生）